

台風等災害時における研修の取扱いについて

鹿児島県看護協会では、台風等による警報の発令や自然災害等の発生時において、受講者及び講師の安全確保を最優先とし、研修の実施について以下のとおり取り扱う。

1 休講等の決定について

県本土に気象警報が発令され、次のいずれかに該当する場合は休講とする。

(1)鹿児島市内の公共交通機関が運休した場合

(2)その他、受講者及び講師の安全確保が困難であると判断した場合

※原則として研修前日の16時まで(休日を挟む場合は平日の協会運営日)に決定する。

2 警報等の確認について

※警報は、鹿児島地方気象台(気象庁)が発表するものによる。

※警報の発令・解除及び公共交通機関の運行状況は、気象庁及び各交通機関の公式発表により確認する。

【JR九州・桜島フェリー/垂水フェリー・鹿児島市交通局・路線バス各社】

3 休講等の周知について

(1)当協会ホームページお知らせ、Instagramで周知する。

(2)研修受講者には、“マナブル”を通じて連絡する。

4 受講料等について

原則として、協会が休講と判断した場合、受講料等を返金するものとする。